

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則

平成27年3月30日規則第7号

最終改正：令和元年7月23日

(趣旨)

第1条 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成27年条例第5号。以下「条例」という。）の施行については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(勸告等に従わない場合の公表等)

第3条 条例第7条第3項、第8条第3項（条例第12条第3項において準用する場合を含む。）並びに第20条第1項の規定による公表は、大阪広域環境施設組合公告式条例（平成26年条例第1号）の例により行うものとする。

2 条例第7条第4項（条例第8条第4項、第12条第3項において準用する場合を含む。）及び第20条第2項の規定による公表の理由の通知は、別記様式による公表理由等通知書により行うものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者からの意見の聴取は、意見を記載した書面を提出して行うものとする。ただし、組合の機関がやむを得ない理由があると認めるときは、口頭により行うことができる。

4 意見陳述を行うときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

(公益通報をした者への通知)

第4条 条例第9条の規定に基づく通知は、公益通報が次に掲げる事項を記載した書面をもってされた場合に行うものとする。

(1) 公益通報をする者の氏名及び住所

(2) 通報対象事実に係る行為をしようとしているもの又はしたものの氏名又は名称、通報対象事実の具体的な態様、時期、場所その他の通報対象事実を特定することができる事項

- (3) 条例第9条の規定に基づく通知を希望する旨
- 2 前項の書面は、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、条例第9条の規定に基づく通知は、第1項各号に掲げる事項を内容とした公益通報が、電子情報処理組織を使用して電気通信回線を通じて送信することによりなされた場合であって、組合の機関又は委託先事業者の使用に係る電子計算機（その周辺装置を含む。）その他の機器を用いて明確に表示されるときにも行うものとする。
- 4 条例第9条の規定に基づく通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書面により行うものとする。
- (1) 当該公益通報に係る通報対象事実について調査を行った場合 当該調査の結果
 - (2) 当該公益通報に係る通報対象事実について是正措置をとった場合 当該措置の内容
 - (3) 当該公益通報に係る通報対象事実について再発防止措置をとった場合 当該措置の内容
 - (4) 当該公益通報に係る通報対象事実について前2号に掲げる措置以外の措置をとった場合 当該措置の内容
 - (5) 当該公益通報に係る通報対象事実について前各号に掲げるいずれの措置もとらないこととした場合 その旨
- 5 前項の書面には、同項の規定に基づき記載すべき事項のほか、相当と認める事項を記載することができる。

(不利益取扱いに係る申出の方法等)

第5条 条例第11条第1項に規定する申出は、次に掲げる事項を記載した書面をもってされる申出とする。

- (1) 申出をする者の氏名及び住所
- (2) 不利益な取扱いに該当すると思料する取扱いを受ける理由となった公益

通報の内容

- (3) 不利益な取扱いに該当すると思料する行為を行っている又は行ったものの氏名又は名称、不利益な取扱いに該当すると思料する取扱いの具体的態様、時期、場所その他の不利益な取扱いを特定することができる事項
 - (4) 条例第13条第2項の規定に基づく通知を希望する旨又はしない旨
- 2 前項の書面は、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。
 - 3 前2項に定めるもののほか、第1項各号に掲げる事項を内容とした申出が、電子情報処理組織を使用して電気通信回線を通じて送信することによりなされた場合であって、組合の機関又は委託先事業者の使用に係る電子計算機（その周辺装置を含む。）その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該申出は条例第11条第1項に規定する申出として取り扱う。

（不利益取扱いをされた旨の申出をした公益通報者等への情報提供等）

第6条 条例第13条第1項に規定する情報の提供の求めは、運転免許証の提示その他の組合の機関が本人であることを確認するために必要と認める情報の提供をしてこれを行わなければならない。

- 2 条例第13条第2項の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書面により行うものとする。
 - (1) 当該申出の内容について調査を行った場合 当該調査の結果
 - (2) 当該申出に係る不利益な取扱いについて回復措置をとった場合 当該措置の内容
 - (3) 当該申出に係る不利益な取扱いについて前号に掲げる措置以外の措置をとった場合 当該措置の内容
 - (4) 当該申出の内容について前各号に掲げるいずれの措置もとらないこととした場合 その旨
- 3 前項の書面には、同項の規定に基づき記載すべき事項のほか、相当と認める事項を記載することができる。

(運用状況の公表)

第7条 条例第22条の規定による公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行う。

(施行の細目)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年7月23日規則第1号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

様式（第3条関係）（A4）

公表理由等通知書	
	第 号 年 月 日
様	
	組合の機関名 印
<p>職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例 の規定による公表を予定している ので、同条例 の規定により、次のとおりその理由を通知します。</p> <p>また、意見陳述の機会を設けますので、次のとおり意見陳述書を提出してください。</p>	
公 表 の 理 由	
意見陳述書の提出先	（電話番号）
意見陳述書の提出期限	年 月 日（ ）

注1 意見陳述を行うときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。

2 やむを得ない理由があるときは、意見陳述書の提出に代えて口頭による意見陳述を行うことができます。

3 代理人を選任したときは、意見陳述書の提出期限(口頭による意見陳述を行うときは、意見陳述の時)までに、委任状等代理人の資格を証する書面を提出してください。

4 意見陳述を行うために来庁した際には、この通知書を提示してください。